

福岡市建築・設備工事写真撮影要領

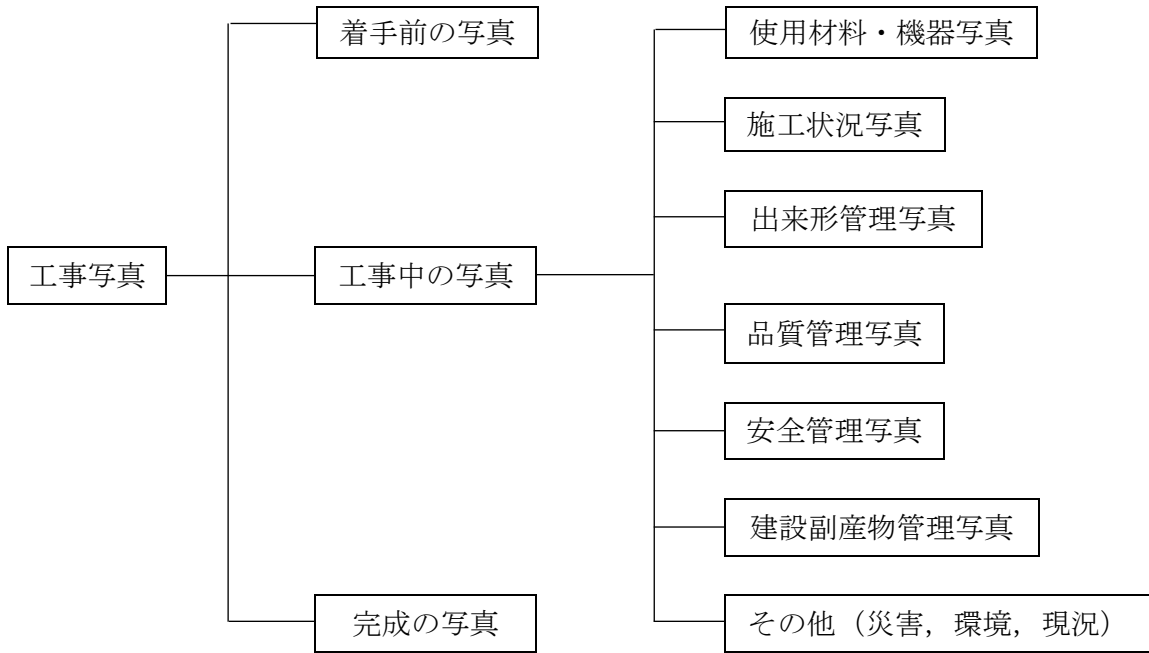
(電子黒板試行版)

(適用範囲)

第1条 この写真撮影要領は、福岡市工事検査要領（平成13年3月財政局長決裁）第5条第2項の規定に基づき、建築工事，電気設備工事，機械設備工事（給排水設備，衛生設備，空調設備等）及びこれらに付帯する工事写真の撮影（電子媒体によるものを含む。）に適用する。

(工事写真の分類)

第2条 工事写真の撮影は，次のように分類する。



(工事写真の撮影)

第3条 工事写真の撮影は，以下の要領で行う。

(1) 工事の標準的撮影対象

工事写真の標準的な撮影対象は，別紙の「工事の標準的撮影対象」に示すものとする。なお，改修工事において対象部位の撤去等を含む場合は，別紙4（解体工事編）も参照するものとする。（別紙－1，別紙－2，別紙－3，別紙－4）

ただし，撮影対象は，標準的な工事写真の撮影時期等を参考的に示すものであり，全ての工事で撮影を求めるものではない。

また，同一仕様の諸室や同一規格・仕様の機器等が重複してある場合は，監督員と協議のうえ撮影箇所の省力化に努め，工事の内容については，必要と思われる内容等を適宜撮影すると共に，第三者に対する確で分かりやすい写真を撮るよう心がけるものとする。

(2) 撮影方法

写真の撮影にあたっては，次の項目のうち，必要事項を記載した黒板（白板を含む。以下同じ。）を文字が判読できるよう撮影対象と共に写し込むものとする。なお，監督員の書面による承諾を得た場合は，撮影対象の撮影と同時に黒板の記載情報の電子的記入（以下「黒板情報電子化」という。）を行うことができるが，その場合は撮影対象と黒板情報の電子画像を同時に記録するものとする。

ア)工事名 イ)工種等 ウ)内容（位置，仕様，寸法，略図等） エ)受注者名

また，フラッシュ等を用いて撮影する場合は，黒板からの反射に注意する。

(3) 撮影の要点

工事写真は、契約図書に基づき、工事が適正に施工されたことを証明するものであり、特に工事完成後の不可視部分についての立証資料となるものであるため、以下の事項に留意して撮影しなければならない。

- ① 公共建築工事標準仕様書等及び別途定める「写真撮影の手引き」に基づき、監督員と協議のうえ、工事写真の計画的な撮影及び管理に努める。
- ② 工事内容を十分理解し、写真撮影の目的、意図を十分把握して撮影する。
- ③ 撮影対象物の寸法等が確認できるよう、鋼尺・テープ・スタッフ・ポール等の必要な測定器具を使用するとともに、撮影時の角度を十分考慮して撮影する。
- ④ 工事写真は、枚数の多寡により判断されるものではなく、一連の工程等の要点を撮影し要領よく整理することで枚数の削減に努める。
- ⑤ 着手前・工事中・完成において、学校・住宅等の同一仕様の諸室や、同一規格・仕様の機器等が重複してある場合は、監督員の指示した諸室又は部分・箇所等を撮影し、他は省略化に努める。
- ⑥ 建物の構造体に関する工種を除き、監督員の検査又は立会状況写真があれば、材料検収や工程確認写真を簡略化することができる。

(分類別撮影の要点)

第4条 分類毎に、以下の要点に留意し撮影する。

(1) 着手前の写真

工事の着手前に、施工範囲、位置、部分等の状況が的確に判断できるよう撮影する。

- ① 新築工事、増築等の場合は、敷地の全景を撮影する。
- ② 改修工事や各種専門工事等の場合は、施工箇所がわかるよう撮影し、工事の対象施設が判別しにくい場合は、必要に応じて当該施設の銘板等（銘板・門柱・玄関等）を入れて撮影する。

(2) 使用材料・機器写真

工事に使用する材料・機器のうち、完成後において、規格（JIS・JAS・BL・その他の規格）表示マーク・寸法・厚み等の目視検査が不可能又は容易でないものについては、後日確認できるように現場搬入後、規格表示マーク・寸法・厚み等がわかるように必要に応じて測定器具等を使用して撮影する。

ただし、監督員の確認記録若しくは出荷証明書・規格証明書により確認ができるもの、又は完成後において確認ができるものは、規格表示マーク及び寸法・厚み等の測定器具等による計測状況の撮影を省略できる。

(3) 施工状況写真

工事施工中の写真は、施工方法、出来形管理、工程管理、進捗状況等の記録であり、総合的な判定資料となるので、現場施工状況が把握できるよう撮影する。

(4) 出来形管理写真

- ① 工事完成後に不可視となる部分は、寸法・形状・品質等が確認できるよう撮影する。
- ② 写真は、撮影対象物に対して適切な位置で撮影し、併せて撮影対象物の寸法等が測定器具により、正確に読みとれるよう撮影する。

(5) 品質管理写真

施工管理の一環として実施する試験、又は測定の実施状況を撮影する。ただし、公的機関で実施された品質証明書を保管整理できる場合は、撮影を省略できる。

(6) 安全管理写真

工事現場や作業の安全を確保するために設置する防護施設、安全施設等を撮影する。

また、撮影に際し、工事敷地内で作業に従事する労働者は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく防護具（保護帽、安全带等）を確実に着用しているかに留意する。

(7) 建設副産物（建設廃棄物、建設発生土及び有価物）管理写真

- ① 現場での保管，集積，積込み，搬出状況及び処分場等での廃棄状況（搬入時，荷卸し完了後）を撮影する。
- ② 各状況において，運搬車両の表示及びナンバープレートがわかるように撮影する。
- ③ 廃棄状況写真は，搬入時，荷卸し完了後において，処分先がわかるように施設名称看板，許可表示板等を運搬車両と共に撮影する。

(8) その他

- ① 災害写真：工事中に災害を受けた場合は，その状況を示す写真を撮影する。
災害写真は，福岡市建設工事請負契約書第29条不可抗力による損害を受けた場合の判定資料となるため，正確に撮影する。
- ② 環境写真：騒音，振動防止の措置を講じた状況を撮影する。
- ③ 現況写真：監督員の指示により，必要に応じて周辺家屋及び外構等の現況写真を着手前に撮影する。
- ④ その他：監督員が特に指示した写真を撮影する。

(9-1) 完成の写真（建築工事）

原則として，着手前の写真と対比できるよう，同一方向（位置）から撮影する。

- ① 新築工事，増築等の場合は，敷地の全景を撮影する。
- ② 建物外部の完成の写真は，建物の各面及び屋根面又は施工範囲，位置，部分，箇所等がわかるよう撮影する。
- ③ 建物内部の完成の写真は，壁の各面，床面及び天井面又は施工範囲，位置，部分，箇所等がわかるよう撮影する。

(9-2) 完成の写真（電気設備工事及び機械設備工事）

原則として，着手前の写真と対比できるよう，同一方向（位置）から撮影する。

- ① 新築工事，増築等の場合は，敷地の全景を撮影する。
- ② 完成の写真は，施工範囲，位置，部分，箇所等がわかるよう撮影する。

（工事写真の編集）

第5条 工事写真の信憑性を考慮し，原則として工事写真の編集は認めない。ただし，次のものは写真の編集には該当しない。

- (1) 建物の建設予定箇所，施工部分等がわかるよう朱線で囲む表示や監督員の指示による表示（以下「朱書き等」という。）

(2) 第3条(2)に示す黒板情報の電子的記入

（工事写真の整理方法）

第6条 工事写真の整理方法は次によるものとする。

- (1) 原則として着手前の写真と完成の写真を対比して整理し，対比できない完成の写真がある場合は，対比して整理した写真の後にまとめるものとする。以下，工事種目又は分類毎に整理することを標準とし，監督員と協議のうえ決定するものとする。
- (2) 綴り込みは，原則として紐綴じとするが，写真台紙又は出力用紙（以下「写真台紙等」という。）の量が多大となる場合は，監督員との協議のうえ厚紙ファイル等を利用し，通し番号を付して整理することもできる。
- (3) 表紙は，別に示す指定様式を使用する。部分払い申請時及び完成時は共用で使用し，指定部分完成時は別途作成する。
- (4) 着手前の写真には，原則として朱線等を行い，分かり易く整理する。ただし，縄張り状況等の代替写真で表現できる場合，写真の画面全部が施工箇所の場合や施工箇所が明らかな場合は，省略することができる。また，工事中の写真及び完成の写真においても，着手前の写真と同様，

必要に応じて朱書き等を行うものとする。

なお、完成の写真の朱書き等又は**黒板情報電子化を行った写真の朱書き等**は手書きによる記入のみとする。

(5) 以下の場合は、写真台紙等の記事欄に補足説明又は誤記訂正等の記入を行うこととする。

- ① 黒板の記載事項の判読が困難な場合
- ② 黒板を入れて撮影することが困難な場合
- ③ 黒板**又は黒板情報の電子画像**の記載事項に不足があり補足説明が必要な場合
- ④ 黒板**又は黒板情報の電子画像**の内容に誤記が生じた場合

なお、多数の写真にわたり黒板**又は黒板情報の電子画像の内容**に誤記が生じた場合は、A4版の用紙に誤記訂正等の内容を記入し、アルバム（工事写真帳）に綴り込むことにより一括して黒板**又は黒板情報の電子画像の内容**の訂正を行うことができる。

(6) 写真台紙等の記事欄に補足説明又は誤記訂正等の記入を行う場合は、現場代理人の押印を要しないが、記事欄の記入事項に訂正が生じた場合は、表紙と同一の現場代理人の印鑑（浸透印は不可）を押印する。なお、記事欄の記入に際しては、消せるボールペンの使用、文字テープ等の貼付及び砂消しゴム・修正液等による修正は認めない。

(7) アルバム（工事写真帳）にインデックス等による見出しを付け、わかりやすく整理する。

(8) 写真台紙に写真が添付（貼付）されない部分は、余白であることを表示するか、斜線を入れることにより落丁でない旨を表示する。なお、出力用紙に写真が印刷されない余白部分は、消失・紛失の恐れがないため、特に記載を要しない。

(9) 部分払いの申請時に提出する出来高写真は、完成時に提出する工事写真と同様に整理する。複数回の部分払い申請がある場合は、申請毎にマーカー等を用いて写真台紙等に着色表示するなど、わかりやすく整理する。

(10) 指定部分完成時の工事写真は、指定部分毎に整理し、表紙をつける。

(11) 工事の内容等により、本条によりがたい場合、又は本条に定めのない事項については、監督員の指示により整理する。

（デジタルカメラによる撮影）

第7条 工事写真の撮影にデジタルカメラを使用する場合は、以下の要領とする。

- (1) デジタルカメラで撮影した工事写真のファイル（以下「写真ファイル」という。）形式は、JPEG形式を標準とし、有効画素数は黒板の文字が判読できることを指標とする。（200万画素程度以上）
- (2) デジタルカメラの使用にあたっては、必要な文字・数値等の内容が判読できる機能・精度を確保できる出力機材、出力用紙を用いるものとする。

（デジタルカメラ印刷写真の整理）

第8条 デジタルカメラ印刷写真（写真ファイルを印刷した写真をいう。以下同じ。）の整理については、次によるものとする。

(1) 出力用紙による印刷

- ① 写真ファイルは、第6条に基づき整理した後、A4版の出力用紙に印刷し、アルバム状にまとめることとする。
- ② 出力用紙は、参考様式例に準じてA4版縦使いとし、両面印刷を原則とする。
- ③ 左スペースは、綴じしろを考慮して25mm±2mmとし、右に記事欄を設ける（裏面はその逆）。
- ④ 1頁当たり、横長のサービスサイズ3枚同時印刷を基本とし、写真のサイズを揃えることとする。
- ⑤ 縦撮影の写真は、右側が下になるよう印刷する。
- ⑥ 補足説明・黒板誤記については、必要に応じて記事欄に印刷するか、手書きにより記入する。

(2) L版（サービスサイズ）による印刷

- ① 次条に準じるものとする。

（フィルムカメラによる撮影等）

第9条 工事写真の撮影にフィルムカメラ（ネガフィルムによる記録型式）を使用する場合は、次によるものとする。ただし、原則としてデジタルカメラ印刷写真との混合使用は認めない。

- (1) 写真の大きさは、原則としてカラーのサービスサイズ（縁なしも可）とする。ただし、着手前の写真、完成の写真及び状況を適切に表現するうえで必要となる場合、パノラマ写真又はつなぎ写真とすることができる。
- (2) 写真台紙は、原則として市販のA4版フリーアルバム（差込式）台紙とする。市指定台紙（貼付式）を使用しても良いが、いずれかに統一し、両台紙の併用は原則認めない。

（黒板情報電子化対応ソフトウェア等による撮影）

第10条 工事写真の撮影に黒板情報電子化対応ソフトウェア・機器等（以下「使用機器」という。）を使用する場合は、以下の要領とする。なお、本条に規定する事項以外は、第8条による。

- (1) 受注者は監督員に対し、工事着手前に、当該工事での使用機器について提示すること。
- (2) 使用機器については、第3条(2)に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有すること。
- (3) 信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」に記載している技術を使用していること。
- (4) 高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

（工事写真の提出）

第11条 工事写真の提出については、次によるものとする。なお、黒板情報電子化を行った写真を提出する場合は、事前に一般財団法人日本建設情報総合センターの提供するチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、撮影後不適切な修正が加えられていないかの確認を行い、そのチェック結果（CSVファイル等）を紙に出力した資料を併せて提出するものとする。その場合、提出された信憑性確認の結果を、監督員が確認することがある。

(1) アルバム（工事写真帳）による提出

工事写真は原則として、アルバム（工事写真帳）を工事完成時に1部提出する。

(2) 電子媒体による提出

電子納品対象工事で、工事写真を電子媒体で提出する場合の要領は、「福岡市電子納品の手引き 建築・設備工事編」によるものとする。

（修理写真における準用）

第12条 修理の写真撮影要領は、本要領の前各条に準じるものとする。

（その他）

第13条 この撮影要領を補完する「建築工事写真撮影の手引き」、「建築設備工事写真撮影の手引き」を別途定め、具体的な写真撮影事項を示す。

（付 則）

この要領は、平成13年4月1日から適用する。

この要領は、平成21年4月1日から適用する。

この要領は、平成29年4月1日から試行する。